優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金十四億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000288/nir2/

平成二十六年十一月十二日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

グローバル・アセット・スリー・ホールディング特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金二億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000290/dnp7/

平成二十六年十一月十二日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

グローバル・アセット・ファイブ・ホールディング特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金二億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000282/nb8i/

平成二十六年十一月十二日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

ジャパン・アセット・トゥエルブ・ホールディング特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十八億九千七百万円減少し、発行済優先出資三万七千九百四十口を一口に対して五万円をもって有償消却することにいたしました。消却に要する額は、十八億九千七百万円です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年十月一日

掲載頁　五十七頁（号外第二一八号）

平成二十六年十一月十二日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一〇〇六号

常盤1特定目的会社

取締役　菊地　耕平

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十九億三千五百万円減少し、発行済優先出資三万八千七百口を一口に対して五万円をもって有償消却することにいたしました。消却に要する額は、十九億三千五百万円です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年十月一日

掲載頁　五十八頁（号外第二一八号）

平成二十六年十一月十二日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一〇〇六号

常盤2特定目的会社

取締役　菊地　耕平

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十億八千万円減少し、発行済優先出資二万一千六百口を一口に対して五万円をもって有償消却することにいたしました。消却に要する額は、十億八千万円です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年十月一日

掲載頁　五十八頁（号外第二一八号）

平成二十六年十一月十二日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一〇〇六号

常盤3特定目的会社

取締役　菊地　耕平

優先資本金の額の減少公告

当社は優先資本金の額を七億八千六百万円減少し、百十五億五千九百十五万円とすることにいたしました。効力発生日は平成二十六年十二月十五日です。

この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次の通りです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年七月三日

掲載頁　一〇五頁（号外第一五〇号）

平成二十六年十一月十二日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

東糀谷集合型工場特定目的会社

取締役　藤田　収二

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十二億四千六百四十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十六年四月九日付官報の号外第八十号六十一頁に掲載されています。

平成二十六年十一月十二日

東京都千代田区丸の内一丁目八番三号

本町橋特定目的会社

取締役　宇野　重樹

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を十二億四千六百四十万円減少し、発行済優先出資の全部二万四千九百二十八口を消却することにいたしましたので、当該消却に係る当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年十二月十五日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年十一月十二日

東京都千代田区丸の内一丁目八番三号

本町橋特定目的会社

取締役　宇野　重樹

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資三万七千九百四十口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年十二月十五日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年十一月十二日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一〇〇六号

常盤1特定目的会社

取締役　菊地　耕平

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資三万八千七百口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年十二月十五日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年十一月十二日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一〇〇六号

常盤2特定目的会社

取締役　菊地　耕平

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資二万一千六百口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年十二月十五日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年十一月十二日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一〇〇六号

常盤3特定目的会社

取締役　菊地　耕平

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一五	上	終りから3	氏名を	2　氏名を
一七	下	〃　一五	method(s)	method(s)
二七	〃	〃	〃	〃
一八	上	一	規定による秘密	規定による秘密
二八	〃	〃	〃	〃

一八ページ上段二三行目、一九ページ上段終りから二五行目、二八ページ上段二三行目及び二九ページ上段終りから二五行目の「ENDORSMENT」は「ENDORSEMENT」の誤り。

二一	下	終りから一〇		
二二	上	〃　八	→部を改正	→一部を改正
〃	下	一六		
〃			第三十七の	第三十七条の
二三				

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十一月十二日付第二四九号
十月九日付衆会第四号一二

六四ページ●同日付政府調達第二一二号一六ページ●

発行所　〒一〇五―八四〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月二、六四二円（本体二、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）